

株式会社国際確認検査センター建築物省エネ法判定業務約款

(責務)

第1条 申請者（以下「甲」という。）及び株式会社国際確認検査センター（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。）、同法施行令（平成28年国土交通省令第5号。）、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）並びにこれらに基づく通知等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書等を含む。以下同じ。）に定められた事項を内容とする契約（以下、「この契約」という。）を履行する。

- 2 この契約は甲が乙に建築物エネルギー消費性能確保計画（以下、「計画」という。）を提出し、乙が甲に引受承諾書を交付したときは、その日をもって、締結がなされたものとする。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 4 乙は、甲から乙の審査方法など業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 甲は、別に定める「株式会社国際確認検査センター建築物省エネ法判定業務規程」に基づき算定され引受承諾書に定められた額の料金を第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 6 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）の計画、その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、引受承諾書に記載された受付日から14日以内とする。

- 2 改革が大規模あるいは複雑な場合など第1項の規定によりがたい場合は甲乙協議するものとする。

(支払期日)

第3条 甲の支払う料金の支払い期日は、引受承諾書に記載された受付日から5日を経過する日、ただし、支払期日が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の期間の場合はその翌日とする。

- 2 甲が、前条に掲げる料金を支払い期日までに支払わない場合には、乙は建築物省エネ法判定業務（以下「判定業務」という。）を中断又は中止する。この場合において、乙が判定業務を中断又は中止することによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めを負わないものとする。
- 3 甲と乙は別途協議により合意した場合には他の期日を取り決めることができる。

(料金の支払方法)

第4条 甲は、第1条5項により定められた額の料金を前条に規定する支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込むことにより乙に支払う。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の支払い方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は甲の負担とする。

(適合判定通知書交付前の変更)

第5条 甲は適合判定通知書（以下「通知書」という。）の交付前までに甲の都合により、対象建築物の計画を変更する場合は、速やかに乙にこれを通知するとともに変更部分の計画書を提出しなければならない。

- 2 前項の変更部分の提出が行われた場合において、乙が変更の内容が大規模であると認めるときは、甲は当該計画を取り下げ、別件として再度計画を提出しなければならない。
- 3 2項の計画の取り下げがなされた場合、次条第2項の契約解除があつたものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて勧告してもなお是正されない場合。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって計画を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれを乙に返還することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めを負わないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除（計画の取り下げ）の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還しない。また、当該料金が支払われていないときは、この支払いを甲に請求することができる。乙は業務の進捗度に応じて料金を收受するものとし既に支払われた料金が不足する場合は不足額を甲に請求し、過大である場合は超過分を甲に返還するものとする。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の解除権）

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく第1条第5項に定める料金を第3条に定める支払期日までに支払わない場合。
- (2) 甲が、この契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて勧告しても、なお是正されない場合。
- 2 乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還しない。また、当該料金が支払われていないときは、この支払を甲に請求することができる。乙は業務の進捗度に応じて料金を收受するものとし既に支払われた料金が不足する場合は不足額を甲に請求し、過大である場合は超過分を甲に返還するものとする。この場合乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害をうけているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（判定業務に対する乙の責任）

第8条 乙は甲の提出した計画書に虚偽があることその他の事由により適切な判定業務を行うことができなかった場合は当該業務の結果について一切の責任を負わない。

- 2 乙は、次の各号に掲げる事項について保証するものではない。
 - (1) 乙が判定を行った対象建築物が建築基準法及び関係規定に適合すること。
 - (2) 乙が判定を行った対象建築物に瑕疵がないこと。
 - (3) 判定の結果が時間経過によって変化しないこと。

（秘密保持）

第10条 乙はこの契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏洩し、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は以下に掲げる各号の一に該当するものには適用しない。
 - (1) 公的な機関から開示を求められた場合
 - (2) 既に公知の情報である場合
 - (3) 甲が秘密情報でない旨を書面で認めた場合

（統計処理）

第11条 乙はこの契約による業務で得た情報を、プライバシーを侵害しない方法で統計処理等を行うことができる。

（別途協議）

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

（附則）

この約款は平成29年4月1日より施行する。

制定：平成29年4月1日
改定：令和2年2月10日